米に関するマンスリーレポート（北陸版）

（令和8年11月号）

1　令和8/9年及び9/10年の需給見通し

農林水産省は、令和8年10月30日に令和8/9年及び9/10年の主食用米等の需給見通しを示しました。

令和9/10年の需要見通し（693～710万玄米トン）に対して現下の需給状況を踏まえ、余裕をもって設定し、供給不足を起こさないことに留意しつつ、「需要に応じた生産」を推進する観点も踏まえ、令和9年産主食用米等生産量を693万玄米トン（令和8年産主食用米等生産量741万玄米トンに対し48万トン減）と見通しました。

また、今回は非主食用米を含む用途別の需給見通しについても作成しています。

多様な米の需要に応じた生産・販売を検討する資料としてご活用ください。

令和8/9年の主食用米等の需給見通し

（万玄米トン）

令和8年6月末民間在庫	A	速報値 243
令和8年産主食用米等生産量	B=C+D	最小値 735 / 中央値 745 / 最大値 754
うち生産者ふるい目幅以上	C	－
うち生産者ふるい目幅未満のうち、主食用への供給見込量	D	－
令和8/9年主食用米等供給量計	E=A+B	978～988～997
令和8/9年主食用米等需要量	F	693～711
政府備蓄米の買戻し	G	21
令和9年6月末民間在庫量	H=E-F-G	246～264～283

（万玄米トン）

確定値 243
741
711
30
983
695～712
21
250～267

速報値→確定値
242.7　→　242.5
＜万玄米ﾄﾝ単位での変更無＞
・生産者在庫（万玄米ﾄﾝ）：27.8→27.4
・民間在庫（万玄米ﾄﾝ）：214.9→215.1

令和8年9月25日現在の予想収穫量に更新

最新の人口推計やインバウンドの値を踏まえ更新

令和9/10年の主食用米等の需給見通し

【今回の主食用米等生産量見通し（令和9年産）の設定】

需要見通し（693万玄米ﾄﾝ～710万玄米ﾄﾝ）に対して現下の需給状況を踏まえ、余裕をもって設定し、供給不足を起こさないことに留意しつつ、「需要に応じた生産」を推進する観点も踏まえ、直近5年の平均値（49．9Kg/人）の1人当たり消費量を基に算出した需要見通しの693万玄米ﾄﾝに設定。

なお、693万玄米ﾄﾝは、令和7/8年主食用米等需要量実績（683万玄米ﾄﾝ）に枠外輸入量（10万ﾄﾝ程度）を加えた数量に相当。

一人当たり消費量（インバウンド需要除く）		令和9年人口（推計値）		令和9/10年需要量（インバウンド需要除く）		令和9/10年インバウンド需要量（推計）		令和9/10年需要量【精米ベース】		玄米換算	令和9/10年需要量【玄米ベース】
49.9kg/人～50.7kg/人	×	122,033千人	=	608.9万トン～618.7万トン	+	10.0万トン	=	618.9万トン～628.7万トン	／0.894 ／0.886		692.5万トン～709.6万トン

（万玄米トン）

令和9/10年	令和9年6月末民間在庫量	H	250～267
	令和9年産主食用米等生産量	I	693
	令和9/10年主食用米等供給量計	J=H+I	943～960
	令和9/10年主食用米等需要量	K	5年平均ベース / 5年最大ベース 693～710
	令和10年6月末民間在庫量	L=J-K	233～267

非主食用米を含む用途別の需給見通し

令和８／９年見通し（単位：万トン、万ha）

	主食用等	うち酒造好適米	備蓄用	加工用	輸出用	米粉用	飼料用	合計
需要	695~712	9	21	31	7~9	6	30~40	790~819
国内生産の実績	741	8	21	24	6	4	15	811※
（作付面積）	*136.0*	*1.7*	*3.6*	*4.5*	*1.1*	*0.7*	*2.5*	*148.4*
生産－需要	+29~+46	▲1	±0	▲7	▲3~▲1	▲2	▲25~▲15	▲8~+21

令和９／10年見通し（単位：万トン、万ha）

	主食用等	うち酒造好適米	備蓄用	加工用	輸出用	米粉用	飼料用	合計
需要	693~710	9	21	31	8~10	6~7	30~40	789~819
国内生産の見通し	693	9	21	31	10	7	40	802※
（作付面積）	*128.8*	*1.9*	*3.9*	*5.8*	*1.9*	*1.3*	*7.4*	*149.1*
生産－需要	▲17~±0	±0	±0	±0	±0~+2	±0~+1	±0~+10	▲17~+13

農林水産省　　北陸農政局

1　米の相対取引価格

（令和７年産及び令和８年産は出回りから令和８年９月までの平均価格、令和６年産は出回りから翌年10月までの平均価格）

（円/玄米60kg税込）

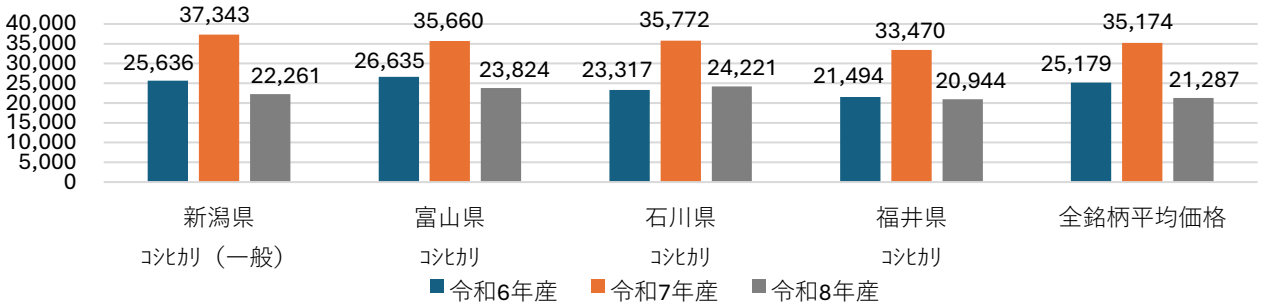

資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」
注：１ 報告対象業者は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体（年間の玄米仕入数量が5,000トン以上）、出荷業者（年間の直接販売数量が5,000トン以上）である。
２ 価格は、出荷業者と卸売業者等との間で数量と価格が決定された主食用の相対取引契約の価格（運賃、包装代、消費税を含む１等米の価格）を加重平均したものである。
３ 価格に含む消費税は、軽減税率の対象である米穀の品代等は8%、運賃等は10%で算定している。
４ 加重平均に際しては、新潟は受渡地を東日本としているものを、富山、石川、福井は受渡地を西日本としているものを対象としている。
５ 相対取引価格は、個々の契約内容に応じて設定される大口割引等の割引などが適用された価格であり、実際の引取状況に応じて価格調整（等級及び付加価値等（栽培方法等））が行われることがある。
また、算定に当たっては、契約価格に運賃を含めない産地在姿の取引分も対象としている。
６ 報告対象産地品種銘柄ごとの年産平均価格は、当該報告対象産地品種銘柄の出回りから当該月までの相対取引数量ウェイトで加重平均により算定している（７年産及び８年産は速報値）。
７ 全銘柄平均価格は、報告対象産地品種銘柄ごとの前年産検査数量ウェイトで加重平均により算定している。
８ 令和６年産米の令和７年３月以降の取引きは政府備蓄米を含む。

2　米の産地別販売状況（９月末現在）

（千玄米トン）

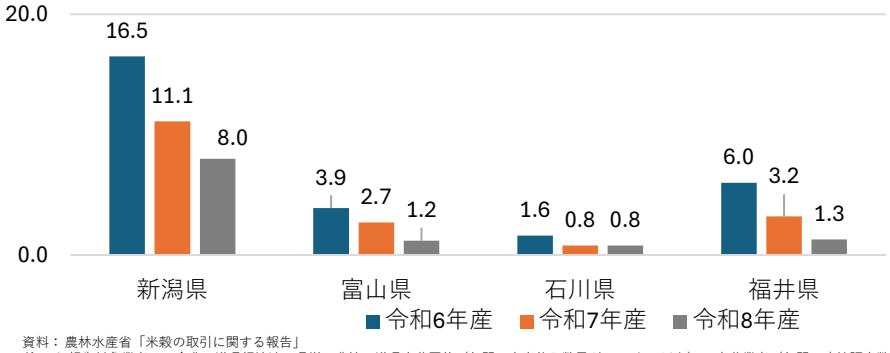

（千玄米トン）

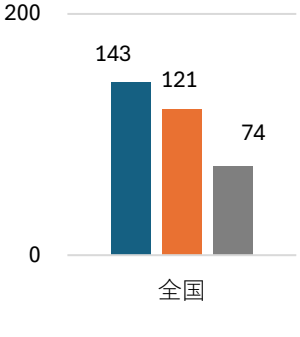

資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」
注：１ 報告対象業者は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体（年間の玄米仕入数量が5,000トン以上）、出荷業者（年間の直接販売数量が5,000トン以上）である。
２ 報告対象米穀は、水稲うるちもみ及び水稲うるち玄米（醸造用玄米を含む。）である。
３ 販売数量は、集荷数量のうち契約のあと実際に卸売業者等に引き取られた数量である。
４ 全国欄には産地の特定が出来ない未検査米等を含んでいるため、産地の合計と一致しない。

3　産地別民間在庫の推移（９月末現在）

（千玄米トン）

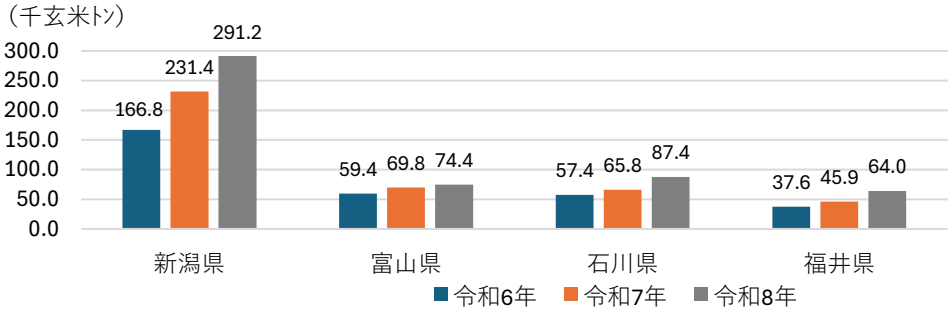

（万トン）

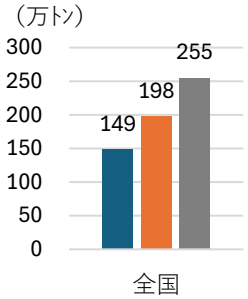

資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」
注：１ 水稲うるちもみ及び水稲うるち玄米（醸造用玄米を含む。）の月末在庫量（玄米換算）の値である。
２ 出荷段階は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体（年間の玄米仕入数量が5,000トン以上）、出荷業者（年間の玄米仕入量が500トン以上）である。
３ 販売段階は、米穀の販売の事業を行う者（年間の玄米仕入量が4,000トン以上）である。
４ 全国欄には産地の特定が出来ない未検査米等を含んでいるため、産地の合計と一致しない。
５ 令和７年３月以降には、売り渡した政府備蓄米（入札及び随意契約による売渡し分）の数量を含む。

←もっと詳細な情報をご覧になりたい方は農林水産省HPへ
https://www.maff.go.jp/j/seisan/keikaku/soukatu/mr.html
もっと北陸の情報をご覧になりたい方は北陸農政局HPへ→
https://www.maff.go.jp/hokuriku/

農林水産省　　北陸農政局